

薬生食監発0822第1号
平成29年8月22日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課長
(公印省略)

腸管出血性大腸菌O157による食中毒患者の発生について

今般、埼玉県が「でりしやす籠原店」（そうざい専門店）で加工販売されたポテトサラダを喫食した8名が腹痛、下痢、血便、溶血性尿毒症症候群（HUS）等を主症状とする腸管出血性大腸菌O157による食中毒が発生した旨公表しています。

当該ポテトサラダは、別の事業者が製造したポテトサラダをベースに当該店舗でハム、リンゴ等を加え調理したもので、8月7日に提供した「ハムいっぱいポテトサラダ」、8月8日に提供した「リンゴいっぱいポテトサラダ」を喫食した8名が発症し、6名の便から腸管出血性大腸菌O157を検出しています。

現在、関係自治体において原因の調査等が進められているところですが、同様製品による腸管出血性大腸菌による食中毒の被害拡大防止の観点から下記のとおり対応をよろしくお願いします。

記

1. 腸管出血性大腸菌による感染症法に基づく届出情報や食品による健康被害の苦情等の相談があった場合は、同様製品の喫食状況を調査し、関連性を確認するとともに、必要に応じて食中毒調査を実施すること。
また、該当する情報を得た場合には当職まで速やかに連絡をお願いしたいこと。
2. 住民等から本事案及び当該販売者、製造事業者の製品との関連が疑われる

症状の相談があった場合は、速やかに医療機関の受診を勧奨するなど適切な対応をすること。

3. 腸管出血性大腸菌O157による食中毒が発生した場合は、関連性を確認する観点から、平成22年4月16日付け食安発0416第1号「腸管出血性大腸菌O157による広域散発食中毒対策について」に基づき、患者由来菌株を迅速に収集し、国立感染症研究所へ送付すること。